

県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 19 年 5 月 1 日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第 70 号

県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（昭和 43 年岩手県規則第 83 号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(福祉事業の種類) 第19条 条例第17条第1項の福祉事業の種類は、次のとおりとする。 (1)～(3) [略] <u>(4) 休養に関する事業</u> <u>(5)</u> [略] <u>(6)</u> [略] <u>(7)</u> [略] <u>(8)</u> [略] <u>(9)</u> [略] <u>(10)</u> [略] <u>(11)</u> [略] <u>(12)</u> [略] <u>(13)</u> [略] <u>(14)</u> [略] <u>(15)</u> [略] <u>(16)</u> [略] <u>(17)</u> [略] <u>(18)</u> [略] <u>(19)</u> [略] 2 [略]	(福祉事業の種類) 第19条 条例第17条第1項の福祉事業の種類は、次のとおりとする。 (1)～(3) [略] <u>(4)</u> [略] <u>(5)</u> [略] <u>(6)</u> [略] <u>(7)</u> [略] <u>(8)</u> [略] <u>(9)</u> [略] <u>(10)</u> [略] <u>(11)</u> [略] <u>(12)</u> [略] <u>(13)</u> [略] <u>(14)</u> [略] <u>(15)</u> [略] <u>(16)</u> [略] <u>(17)</u> [略] <u>(18)</u> [略] 2 [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

#### 附 則

- この規則は、公布の日から施行する。
- この規則による改正後の県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則第 19 条第 1 項各号の規定は、この規則の施行の日以後に行うべき事由が生じた福祉事業について適用し、同日前に行うべき事由が生じた福祉事業については、なお従前の例による。